

十月十九日附外國船渡若山宮殿ノ山書状  
 本月冒古達被披此下海ノ字海生國船營生  
 リニホルトガルト子儿中ニ此批罪聖本物此込書款  
 此一桑田ノ内情分取知ノ一書分此ノ  
 同書九箇ノ被進達合取和書款原ノ事ノ一被披此  
 此批書ノ有公何分見振也付桑田ノ夜中夜部  
 此子他場被披也一店農子切者一執身因入  
 見也此舞名別紙此同書ノ通由收付一被披此不  
 被言中事場也尚方之箇書場也一見ノ事出方  
 此込ノ事遠牛ノ脚書并代桑田未也一利淫也  
 却而差向此入費也一被達也諸ノ如金子也書事也  
 不足也此也桑田ガルト子儿見込一被披此物也一  
 此也此ノ事也同入ノ商會ノ節辰之部也書事也  
 此也此ノ事也上劫也九斗中一被披別也一箇書事也  
 此被披此也及也此也此也

十二月十九日

新度銀書

織田水糸書



松浦之庫以根

ガルトネル事件釈文

史料A 農学生R・ガルトネル

(朱書) 辰二月四日到来

荒木 濟三郎

山村 惣三郎

高木与惣左衛門

中澤 善司

十一月十九日附外國船便を以御差越の御書状、

・ 李漏生…(フロイセン)

本月四日相達致披見候。 然ば李漏生國農学生

リュホールト・ガルトネル申立候御地開墾筋見込書類

御廻し、委細は御内状にて承知致し、存寄無之候はゞ、

伺書取調可致進達旨承知、書類落手、夫々一覽致し候処、

御損益の有無何分見据も付兼候間、在任中嶋辰三郎は

御手作場取扱もいたし居、農事功者の趣に付、同人

・ 御手作場…

見込相尋候処、別紙取調書の通、御収納可相成、諸品

彼方申立相場と、當方取調相場との差ひ并出来方

見込の相違、牛馬・豚賣拂代・茶苗木等の利潤は

却て差向候御入用費等の相違にて、詰る処金千弍百兩余の

不足相立候儀にて、ガルトネル見込の趣可然とは難申

候得共、いづれも同人へ面會の節、辰三郎をも召連參、

篤と質問の上、勘弁取計可申と存候、則右取調書相添、

此段得御意度、如此御座候、以上

横須賀在勤に付無印

十二月廿九日

新藤 紹蔵

織田和泉守 印

杉浦兵庫頭 様

明治貳年

七重村開墾

條約書

永久保存

外子命屋

蝦夷地七重村開墾條約書

第一條

- 一 ガルト子ル氏歐羅巴風小切の農業法と弘めんことを以て以て有志の輩十二名及び農夫五十人と撰び彼等より三年の間農業法と教授す(き事)
- 一 歐羅巴風農業法以て速く廣く国内小切を多敷右十二名より農夫五十人の三年毎りに引替可申事
- 一 ガルト子ル氏を右農夫五十人の相當に任居て與ふ(一)俵一食料と給ふ(一)其業の輕重に隨ひ相當に給料)と宛行へき事
- 一 生徒十二名のガルト子ル氏を同様に居り(一)食料宛行(一)事
- 一 生徒十二名之内より若し業術教授覺不得者有時はガルト子ル氏を此人と引替(一)事

明治貳年

七重村開墾

條約書

永久保存

外事所属

蝦夷地七重村開墾條約書

第一條

- 一 ガルトネル氏欧羅巴風に習ひ、農業法を弘めんとするを以て有志の輩十二名及び農夫五十人を撰み、彼等をして三カ年の間、農業法を教授すべき事
- 一 欧羅巴風農業法を速に廣く國內に知せんため右十二名并に農夫五十人は、三カ年毎に引替可申事
- 一 ガルトネル氏は、右農夫五十人へは相當の住居を與ふべし、併し食料を給せず、其業の輕重に隨ひ相當の給料を宛行べき事
- 一 生徒十二名はガルトネル氏より同様住居せしめ、食料宛行候事
- 一 生徒十二名の内にて若し業術教授覚不得者有之時はガルトネル氏より此人を引替候事

## 第二條

一 此一條小作くらガルト子ル氏七重き近傍の荒野三百萬坪蝦夷政府より九十九年間限り借清す此地面を不殘定税と立場致さへ—此條約交定致さへ—上の賃渡の地面中小出素より建物產物惣と法品の日本政府の附屬品同様なるを—右惣との附屬品は此期年即ち九十九年間をガルト子ル氏或は跡續のものと賃置九十九年後小作くら此附屬品且地面等石炭を小價小半より—政府の者とする事—

## 第三條

一 ガルト子ル氏開業前家屋器械農具牛馬諸種下水植物等諸入用品の爲元金を出し—此入費は小植木荆棘と伐拂ひ道路と開き木石と桑の種植カ畑と造り所惣と開費に入費の積りを商人の—此は—最初ガルト子ル氏此開業入費五萬弗とせしむるなりとゆく日この失費帳と政府小見と毎年費は所の高少とも其高は十分一ありきと政府小見は—若此初年中ガルト子ル氏費は所の言前日載り所の高小満き—此條約書を廢失するものとして諸物其價と拂へ—政府小取戻可事—

## 第一條

- 一 此一條に付ては、ガルトネル氏七重并に近傍の荒野三百萬坪、蝦夷政府より九十九ヶ年間限り借請け、此地面は不殘定杭を立、堺致すべし、此條約決定致せし上は、貸渡候地面中に出来せし建物・産物惣て諸品は日本政府の附屬品同様たるべし、右惣ての附屬品は此期年、即ち九十九ヶ年間はガルトネル氏或は跡續のものへ貸置、九十九ヶ年後に至りては、此附屬品、且地面等取戻すに償ふ事なくして政府の有となるべき事

## 第三條

- 一 ガルトネル氏開業前、家屋・器械・農具・牛馬・諸種・下水・植物等諸入用品の為、元金を出すべし、此入費并に植木荆棘を伐拂ひ、道路を開き、木石を集め、種植の畑を造る所、惣て開發の入費の積りは、當人の意に任せ置たるを以て、日々の失費帳を政府に見せ、毎年費す所の高少くとも其高の十分一たるべきを政府に證すべし、若此初年中、ガルトネル氏費す所の高、前に載る所の高に満たざる時は、此條約書は廢失せるものとして諸物其價を拂わずして政府に取戻可申事

第四條

- 一 政府小松ノガルト子ル氏ノ洋厩一千八百六十九年第七月一日より十一年間無税ノて三百萬坪ノ地質渡可キ事但初光十一年間無税ノ事モ其後所ノ元金ノ其間小取戻シ得ル且利益ヲ多キ事ノ相ウケリ
- 一 十一年目トモ三十五年目トモガルト子ル氏政府ノ一段部ノ有一十年金貳兆朱宛出税致ハキ事
- 一 三十六年目トモ六十五年目トモガルト子ル氏政府ノ一段部ノ有一十年銀貳兆朱宛出税致ハキ事
- 一 六十六年目トモ九十九年目トモ一段部ノ有一十年銀貳兆朱宛出税致ハキ事
- 一 十一年後出税ノ勘定モ西洋七月第一日小納可キ事其為開墾出来下段場所ヲ見分ノ上坪數ヲ量リ地圖ト仕立置キ一カ開墾出来ルモ山谷河流及ハ公けノ道路モ三百萬坪ノ外モ(キ事)
- 一 一ノく定欠タル地所モ維令開墾致ハキモ必モ其税居出可申事
- 一 ガルト子ル氏ノ質渡ハ地面ヲ少クモ五年試みト為サレト得ルモノトシテ政府ノ於テ十五年前此地面成在戻キ事ノ時ヨリ一其後政府於テ質渡ハ地面在戻ハキ事ノ件ニ從ハズ

#### 第四條

- 一 政府に於てガルトネル氏へ洋曆一千八百六十九年第七月一日より十ヶ年間無税にて、三百萬坪を貸渡可申事、但初め十ヶ年間無税なれば、費す所の元金は其間に取戻し得て、且利益あるべき事明かなり
- 一 十一ヶ年目より三十五ヶ年迄、ガルトネル氏、政府へ一段部に付、一ヶ年金貳朱宛出税致候事
- 一 三十六ヶ年目より六十五ヶ年迄、ガルトネル氏、政府へ一段部に付、一ヶ年銀壹歩宛出税致候事
- 一 六十六ヶ年目より九十九年迄、一段部に付、一ヶ年銀貳分宛出税致候事
- 一 十一ヶ年後出税の勘定は西洋七月第一日に納可申事、其為開墾出来可致場所は、見分の上、坪数を量り地図を仕立置べし、尤開發出来がたき山谷河流及び公けの道路は三百萬坪の外たるべき事
- 一 かく定めたる地所は假令開發致さずとも、必ず其税差出可申事
- 一 ガルトネル氏へ貸渡候地面は少くとも五ヶ年試みを為さざるを得ざるを以て、政府に於て十五ヶ年前、此地面を取戻す事なかるべし、其後政府於て貸渡候地面取戻すには、左の件々に従ふべし

一 十五年目小政府に於て此地面と取戻しを思ひ  
開業入費不残昂其時と費し多由元金並小由年  
分此地稅及び禮金として元金高比一割と拂り  
事

一 第二度目即ち二十五年目小政府に於て此地面  
と取戻し時と開業小付夫と費し多由元金不殘  
拂り事

一 其後取戻し法左の如し

一 三十五年目小此地面と取戻しを其時と費し多由  
開業入費十分の七と拂り事

一 四十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分の  
六と拂り事

一 五十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分の  
五と拂り事

一 六十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分の  
四と拂り事

一 七十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分の  
三と拂り事

一 八十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分の  
二と拂り事

一 九十五年目小此地面と取戻しを開業入費十分  
の一と拂り事

- 一 十五ヶ年目に政府に於て、此地面を取戻さんと思はゞ  
開業入費不残、即其時迄費したる元金并五ヶ年  
分の地稅、及び禮金として、元望高の一割を拂可申  
事
- 一 第二度目即ち二十五年目に政府に於て此地面  
を取戻す時は、開業に付、夫迄費したる元金不残  
拂可申事
- 一 其後取戻す法左の如し
- 一 三十五年目に此地面を取戻には、其時まで費したる  
開業入費十分の七を拂可申事
- 一 四十五年目 十分の六
- 一 五十五年目 十分の五
- 一 六十五年目 十分の四
- 一 七十五年目 十分の三
- 一 八十五年目 十分の二
- 一 九十五年目 十分の一

- 一 百年目の初日より起るに償還する地面中小出来  
 きた物品物及び地面共ガルト子ル氏に費等不拂  
 して政府に存置し其年より出来致し(同氏)
- 一 右地面取戻しんとす者其年と期年の前年  
 小切し(へき事)

第五條

- 一 ガルト子ル氏に政府より此農業の外同氏開拓の事  
 有相頼度一儀出来り同其人其儀を(まじり)職と  
 相勤(一)作(然)右様(の)者まじり(は)た(る)者 同(人)自由  
 と與へ懇切(小)取(可)申(事)
- 一 政府小に(ら)ガルト子ル氏と農業法(小)を(き)き(者)と  
 思(ふ)故(小)農業法(と)花(し)て(此)地(と)同(様)に  
 且(政府)小(に)ら(ガルト)子(ル)氏(の)力(小)依(り)以(て)  
 此(蝦)夷(全)島(と)利(を)ん(と)欲(も)我(以)て(同)氏(此)  
 一(條)に(有)多(く)利(益)と(得)ん(事)と(定)む
- 一 政府小に(ら)ガルト子ル氏に(て)委任(し)生(徒)十(二)名(と)  
 召(名)とも(又)否(や)とも(同)氏(の)意(小)あ(る)事(し)
- 一 ガルト子ル氏(日本)の(農)夫(と)召(抱)は(儀)を(一)政府(植)民  
 の(も)と(一)歐(羅)巴(人)と(召)考(ふ)る(も)安(直)し(て)  
 同(氏)の(為)ら(む)と(決)ま(る)事(也)

- 一 百年目の初日に至れば、貸渡せし地面中に出来る諸品物及び地面共、ガルトネル氏へ入費等不拂して政府へ取戻す事、素より出来致し候事
- 一 右地面取戻さんとする節は、其事を期年の前年に知らすべき事

#### 第五條

- 一 ガルトネル氏へ、政府より此農業の外、同氏へ開拓の事に付相頼度一儀出来候はゞ、同人其儀をわれが職とし相勤可申、乍然右様の節多少彼が職業に係たる事同人へ自由を與へ、懇切に取扱可申事
- 一 政府に於ては、ガルトネル氏を農業法に達せし者と思ふが故に、農業法を託し、以て此地を開拓せしむ、且政府に於てはガルトネル氏の力に依て、以て此蝦夷全島を利せんことを欲するを以て、同氏此一條に付、多く利益を得ん事を望む
- 一 政府に於てガルトネル氏へ惣て委任し、生徒十二名を召遣とも、又否さるも、同氏の意にあるべし
- 一 ガルトネル氏、日本の農夫を召抱候儀は、一は政府植民のため、一は欧羅巴人を召遣ふよりも安直にして同氏の為たるを以てなり

第六條

一 若ガルト子ル氏此開拓有回氏助力のみを欲せ巴  
人と名抱い居る必以プロイス人負ふ極多し  
其況を農業有許へ事ある時容易小事以  
交むる為那事

一 ガルト子ル氏日本人と名抱へる切に相對して約束  
致し以事但し其事有政府必おろく法面倒  
と看くる事

一 若しガルト子ル氏日本商人と要するは政府  
若く其商人と周旋す

第七條

一 ガルト子ル氏此開業有條約相定りし事何事  
小限し以同人を引以事能き事若左極  
之儀有之時は地面並小階属の地を政府小  
於く價ひ高く不處す事

一 ガルト子ル氏病をう或は不運の災害を以て農  
業城をすあたも有る時らプロイスコンシユールを  
同人代り新者と差出以事若六月相互以而  
其代出來不致時を法相政府小不處以事

一 六ヶ月間プロイス岡士の紹介より其代りの者  
出來をて政府役人及び岡士各より出來き品物等

## 第六條

- 一 若ガルトネル氏、此開拓に付、同氏助力のため、欧羅巴人を召抱候節は、必ずプロイス人員に極たるべし、其訳は農業に付、訴へ事ある時容易に事を決する為なり

- 一 ガルトネル氏、日本人を召抱へる時は、相對にて約束致し候事、但し其事に付、政府において諸面倒を省くべし

- 一 若しガルトネル氏、日本商人を要する節は、政府に於て其商人を周旋すべし

## 第七條

- 一 ガルトネル氏、此開業に付、條約相定のし上は、何事に限らず、同人手を引候事能わざるべし、若左様の儀有之時は、地面并に附屬の物尽く政府に於て償ひなく取戻可申事

- 一 ガルトネル氏、病氣か、或は不慮の災害ありて、農業をなすあたわざる時は、プロイスコンシユールより同人代りの者を差出候事、若六ヶ月相立候て其代出来不致時は、諸物政府に取戻すべし

- 一 六ヶ月間にプロイス岡士の紹介により、其代りの者出来せば、政府役人及び岡士立合の上、出来せし品物并

地面等他人代り者に引渡す事  
 一 前よ載り件々之外に此條約書次して他人小讓  
 びし間鋪事

第八條

一 此條約面よ載り地稅之外に地所并に產物等引渡  
 政府に稅と納む事なり  
 一 此條約書に日本語日耳曼語英吉利語とを添え  
 双方共英文との證據と可致事

蝦夷島總裁の命を  
 奉りて

箱館奉行

永井玄蕃 

中島三郎助 

明治二年二月十九日  
 西歷一千八百七十九年  
 第三月三十一日 同並

  
 G. G. Carver  
 Consul General  
 of the United States  
 at Yokohama

  
 G. G. Carver

遂一覽出

蝦夷島總裁

榎本全次郎 

  
 北夷島  
 總督印

地面等、同人代りの者へ引渡候事

- 一 前に載る件々の外は。此條約書決して他人に譲り申間鋪事

#### 第八條

- 一 此條約面に載る地税の外は、地所并に産物に付、別段政府へ税を納むる事なし
- 一 此條約書は日本語・日耳曼語・英吉利語にて認め双方共英文を以て證據と可致事

蝦夷島総裁の命を

奉して

箱館奉行

永井玄蕃 ⑤ 花押

明治二年二月二十九日 西曆一千八百六十九年

第三月三十一日

同並

中島三郎助 ⑤ 花押

C.Gaertner

⑤ Consul for the North German Confederation ● (封蠟) R.Gearner

遂一覽候

蝦夷嶋総裁

榎本釜次郎 花押

北蝦島総督印

明治二年六月 (1869)

原本 (和文・独文・英文) 十七丁

地を國領と爲能き政府アルガト

子ル氏の物定

アルガルト子ル氏の願は依り能き爲知地取  
関したる北の耳曼國にアルガルト子ル會ア  
ル、カルト子ル氏并日本政府と物定  
書は右判り

才一条

振興七重村近隣はあつて併殺免と  
併し地不足を名けてドミニウムアウキス  
ラニフエルデ畑地天領の義ト云振興政府がルト子ル  
氏は此の世證書を判りしと云ふ  
無後と云ふ因招せしと云ふ事は後日氏  
後日記載は語意を以てし地取と保育と  
ると認め同く此物定と重疊して此を爲

史料C 蝦夷地七重村開墾條約書

證書

地所開拓の為蝦夷政府、アルゝガルト

ネル氏の約定

アルゝガルトネル氏の願に依り、蝦夷島畑地取

開んため、北日耳曼国岡士ガルトネル出會ア

ルゝカルトネル氏并日本政府、左の約定

書に名判す

第一条

蝦夷嶋七重村近隣において、坪数凡三百万

坪の地所、是を名けてドミニウムアウキユス

テンフエルデ天領  
畑地の義と云、蝦夷政府、ガルトネル

氏に托与し、此證書名判より十ヶ年間

無税にて開拓せしむ、右十ヶ年の後、同氏

①

後に記載す趣意を以て、其地所を保有す

るを許す、因て此約定を取結びて次の条件

日本國法及特別に従ふ  
處一

第二章

第十九条 自即ち西曆一千九百零九年より  
始り一千九百一十五年まで農業税一  
地租之百分九に於ては其地租金之百分  
九を農業税とす地租之百分九に於ては其  
地租金之百分九を農業税とす  
第二十條 自即ち西曆一千九百零九年  
より一千九百一十五年まで右地租之百分九  
を農業税とす

第三章

訴訟手續及裁判の訴訟一

第四條

前條地租所有人の利益を保護する  
為め諸自治体は其地租一

に掲載す如く日本國法度掟則に従ふべし

## 第二条

第十一ヶ年目、即ち西曆一千八百七拾九年を始、引續き十五ヶ年の間、農業施したる地所三百坪に付、ガルトネル氏地税金壹分、農業施ざる地所三百坪に付、金二朱の割にて年々相拂ひ、此年限の後、即ち一千八百九拾四年第七月一日より右地税の一倍を拂ふべし

## 第三条

訴訟争論は裁判所へ訴出べし

## 第四条

前件の地所、政府入用ありて取返す時は、旧地所の諸入用、政府にて拂ふべし

卯五条

此後の時としてガハルに氏退きせん  
治不時を業業西境に為成りしを  
撰りて

卯六条

ガハルに氏退きせん  
地不時に業業西境に為成りしを  
撰りて

卯七条

地不時に業業西境に為成りしを  
撰りて

卯八条

此後今辛卯七月一日より始り  
卯一

#### 第五条

此後、何時にてもガルトネル氏退去せんと  
請ふ時は農業取續の為、右代りの者を  
選を要す

#### 第六条

ガルトネル氏、此約定を違背す時は、政府其  
地所を取返すべし

②

#### 第七条

地税は第七月一日毎に拂ふべし

#### 第八条

此約定は今年第七月一日よりの始め、執行  
ふべし

振替開拓人員の掟則

才一条

農民者よき土地を流布する用を料  
と雖もよきと隣民と幸ふ也

才二条

政府及び隣民と若き一と決て境界  
標柱を移さず

才三条

近隣之人は懇親可也

才四条

村邑の掟則を守らる

才五条

家火を付く収佃物と盜らざる可也

一里を村長に出納せらる

才六条

## 蝦夷嶋開拓人員の掟則

### 第一条

農民各に其本地の流水を用るを許すと雖も、之を其隣民と争ふべからず

### 第二条

政府及び隣民に告ずして、決て経界の標柱を移すべからず

### 第三条

近隣の土人に、懇親あるべし

### 第四条

村邑の掟則を守るべし

### 第五条

家に火を付け、収納物を盗み、其外違犯の輩は村長に出訴すべし

### 第六条

火之用を所あたふ處一

退去病瘡或は死に及ぶ代り其を言

咄裁判す。辨書一

才八条

農業。地を墾闢し増進す所を裁判す。

辨書一

才九条

死を乞ふは所婚姻。其も同様なり一

才十条

振出控訴。其も今より三十年間

通訴を能ふるとある

才十一条

新に遠征す時を裁判す。辨書一

才十二条

村邑之法度校制。従い又雇合。家徳大

致す意。農氏者。其も身上保全。其

火の用心肝要たるべし

退去病疾或は死亡ありて、代りの者を立る時は、裁判所に訴ふべし

#### 第七条 (欠)

#### 第八条

農業に就き、家族を増す時は裁判所に

訴出べし

#### 第九条

死亡は前同断、婚姻の折も同様たるべし

#### 第十条

蝦夷地旅行の折は今より五十年の間

通行手形あるを要す

#### 第十一条

新に造営す時は裁判所に訴ふべし

#### 第十二条

村邑の法度掟則に従ひ、又雇入の家族員数に應じ農民各に其身に保全の為

之ノ名判ニ記シテ之ノ由一

才十三条

期限ニシテモ諸拂延延シテハ

才十四条

土地ノ質獲ト係ルル裁判交ト初メ

賣買トシテハ

才十五条

因知地業總ト條條等々如ク以テ公界

由一

才十六条

農家ノ已ニ質シテ在リテ吏ト雇入常例

貸錢ト多クありテ掛事勝手たり一

才十七条

農家ノ所積地業ノ物ハ之ノ意ニ從ハ

法律條法ノ如クモテハ之ノ統分ヲ於テモ

存存等々如クハ物件たるモノモ其地

ノ由候向ク違ハス由一

之に名判を記し置べし

#### 第十二条

期限に至らず諸拂遅延すべからず

#### 第十四条

土地の廣狭に係らず裁判處に訴なく

売買すべからず

#### 第十五条

開拓の地所総て塀溝或は水を以て分界す  
べし

#### 第十六条

農民、己が望に應じ工夫を雇入、常例の  
賃錢に多少なく相拂事勝手たるべし

#### 第十七条

農民所持の地所においては其意に従ひ  
諸事執行ふとも苦からず、境外に於ては  
石木或は細少の物件たりとも、其地主  
に相続なく運ぶべからず

第十八条

裁判所より出たる觸達は農長は必出  
多降阿多降一

第十九条

裁判所は裁判の速省より速に裁判する  
旨味と遂く一

第二十条

幸福又は不幸なる事は皆に裁判所の御決  
り奉りて改めし能くは時を以て農長  
其自身より其の朝に國を以て御決  
す人々は裁判と經る御決を決定し御

明治三十二年六月十日

第十八条

裁判所より出したる觸達は農民必ず心得あるべし

第十九条

前件の掟則に違背す輩は、裁判所にて吟味を遂ぐべし

第二十条

争論又は難事ありて、裁判所にて訴状不平なく決断す能ざる時は、外國農民は日本に在る其國の岡士に訴出し、或は仲人の談判を経て訴状を決定すべし

明治二己巳年六月十六日

清水谷侍従 花押

南 貞助 花押

以下独文、英文略



二年十二月五日

外務省ニ令シ箱館港七重村近傍ノ外國人へ貸與セシ  
居留地ヲ收メシム

外務省へ達

先般箱館港七重村近傍三萬坪ノ地所享國商人へ貸  
渡候儀右ハ外國人居留地ニモ無之第一御條約ニモ  
相觸甚不都合ノ事ニ付速ニ取戻シ候様可及談判旨  
御沙汰候事 末官

開拓使へ達

別紙ノ通外務省へ御沙汰相成候ニ付地所取戻相濟  
候上其使へ可受取事

大藏省へ達

別紙ノ通被仰出候間此段相違候事

史料D 契約破棄

D1 太政官からの指示

二年十二月五日

外務省に令し、箱館港七重村近傍の外國人へ貸與せし  
居留地を収めしむ

外務省へ達

先般箱館港七重村近傍三（百脱カ）萬坪の地所、李國人へ貸

渡候儀、右は外國人居留地にも無之、第一御條約にも

相觸、甚不都合の事に付、速に取戻し候様可及談判旨

御沙汰候事 東官

開拓使へ達

別紙の通、外務省へ御沙汰相成候に付、地所取戻相済

候上、其使へ可受取事

大蔵省へ達

別紙の通被仰出候間、此段相達候事

北海道庁  
圖書之印



河野  
昇  
荒

外務省

申付

北垣

開拓使



索人カルト子凡ク貸渡其七重村地所  
形所之其素占伺滿之通以及  
其別不紙字之通條約所極一其  
謀對之切時ノ官本權少福列ノ商  
其多ノ得可ナ情同人ナリ此中其有之

彈正臺

度在如也

元年十月十日

D2 開拓使から外務省への報告

北海道

外務省

開拓使

御中

亭人ガルトネルへ貸渡候七重村地所  
取戻の義、兼て伺済の通を以及談  
判、則別紙写の通、條約取極申候、  
談判の砌、時の宮木権少禄列席致  
候義に付、事情同人より御聞取有之  
度存候也

庚午十一月十日

ガルトネルが条約の破棄、土地の返還を回意した書簡

貴殿より寄附金五万五千円

我々も同様に

貴殿の御料

岩村利良 エスクワイル

杉浦権介 友エスクワイル

今日付より之の書簡は貴殿より

陳天予より七年前の御料に実係

と一金五万由り出金する予今更ら

報答する深何り若き下等と於

浮浪より多し希く御料より先

し七年前の御料に御建家その他

品に御料に御建家その他

二子五万由り内日本を御料より七

万由り御料に御建家その他

御料に御建家その他

三十日より日本御料に御建家

に寄上御料に御建家その他

D3 ガルトネルからの書簡写 右同断

ガルトネルが条約の破棄、土地の返還を同意した書簡

箱館一千八百七十年第十二月三十日

我十一月九日に當る

箱館外務掛

岩村 判官 エスクワイル

杉浦権判官 エスクワイル

今日付貴下の御書翰落掌せし

陳ば、予が七重村開墾約定に関係

せし金五万両御出金に付、予今貴下よの

報答する栄あり、若貴下等に於て

洋銀六万二千五百弗を相拂候はゞ、是迄

の七重開墾約定書并建家其他の

品々不残相添、総て可相■(戻カ)候、右六万

二千五百弗の内、日本金に平均して七千五

百両は約定破談取究の節、為手金

可相拂候、残洋銀五万五千弗は

三十日の間に、日本政府において横濱

に在る上海并香港バンク、コウポラエション

社中におかれし為洋報五方五ヶ年ヲ予に  
ありし拂しし子形ヲ復元せしむる予の是  
述し七重に最聖御宮去夫若侍とて  
予所持せざるありし一紙一紙之限中  
二十日す正引に及ばし時一ヶ月一分  
之利息ヲ其餘を高く古加、三ヶ月  
の旨にありし拂ししありし一紙一紙之限中  
急りしありし右手報七ヶ年ありし御宮  
債とて予受取ありし一且七重に最聖  
御宮去夫是述し之由り予所持せざる  
ありし一紙一紙

右為洋報五方五ヶ年、此調去

才一洋報五方五ヶ年

才五ヶ年是述し諸難費并予の政  
務已にありしありし氏并田原丈四人婦  
人二人子供三人、その日本の内産月給  
給費、其亦其成、其給、其益、其益

社中において、高洋銀五万五千弗を予に  
可相拂の手形を請取候までは、予が是  
迄の七重開墾約定書は右請として  
予所持せらるべし、若し右の限中  
三十日より延引に及候時は、一ヶ月一分  
の利足を右残金高へ相加へ、三ヶ月  
の間に可相拂候、若し右三ヶ月の限中に  
念の候節は、右手銀七千五百両は、破約  
償として予受取べし、且七重開墾  
約定書、是迄の通の予所持せらる  
べし

右高洋銀六万五百弗取調書

第一 洋銀三万五千弗

右は予是迄の諸雑費并予が欧

羅巴より相招の弟「ホト」氏并農夫四人、婦  
人二人、子供三人、其外日本の御雇月給

賄方・入費等、家財類総て、器械類并

農業者並其外諸道は果は種物素  
亦亦其外諸道は果は種物素  
牛馬并豚の類其外小雜果大  
才二洋銀五万布

哲也七重家銀五万布  
は是より之類刀を政務色人御可  
者有たり予の才亦上武歸不艇海入  
費并波ボらの債金とて

才三洋銀五万布  
哲也七重家銀五万布  
注文到、亦先文に是の類一或は自  
身より更なる見ゆ

才四洋銀五万布  
哲也七重家銀五万布  
為其を此物に之なり

総計洋銀六万二千五百布  
アルガルト子几 子記

農業器械其外諸道具等、種物、茶  
木等は欧羅巴より取寄候入費其外  
牛馬并豕の類、其外小雜具共

## 第二 洋銀壹万弗

右は七重開墾約定破談に付、予  
が是まで雇入候欧羅巴人働方の  
者共并予が「ホト」氏帰国航海入  
費并彼等への償金として

## 第三 洋銀五千弗

右は七重開墾諸入用に付、欧羅巴へ  
注文致し候品々、先方に差戻し、或は自  
身へ引受べき見込に候

## 第四 洋銀壹萬二千五百弗

右は予が七重開墾を相廢候に付、  
為御進物可被下候

総計 洋銀 六万二千五百弗

アル ガトネル 手記

三年正月廿七日

清水谷正四位外一名箱館勤役中同所近傍七重村ノ寺國商人  
人アル、カルト子ルへ年限貸渡ニ付處分

清水谷正四位へ達

其方去歲箱館表勤役中全所近傍七重村ノ寺國商人  
アル、カルト子ルへ年限貸渡ノ條約取結候趣相聞  
へ右ハ不容易次第如何ノ心得ニ候哉形行ノ始末書  
取ノ以テ早々可申出奉可申出奉

山口藩へ達

其藩士南貞助儀去歲箱館表勤役中全所近傍七重村  
ノ寺國商人アル、カルト子ルへ年限貸渡ノ條約取  
結候趣相聞へ右ハ不容易次第如何ノ形行ノ始末書  
取ノ以テ早々可申出奉可申出奉

三年九月十四日

清水谷正四位へ達

伺ニ通謹慎被 仰付候事 官口清水谷正四位義箱  
館在勤中外人ニ地所貸渡  
ス改

今人へ達

謹慎被免候事 三年十月四日

#### D4 清水谷公考他の処分

三年正月廿七日

清水谷正四位外一名、箱館勤役中、同所近傍七重村を李國商人アルゝ・ガルトネルへ年限貸渡に付、處分

清水谷正四位へ達

其方、去歳箱館表勤役中、全所近傍七重村を李國商人アルゝ・ガルトネルへ年限貸渡の條約取結候趣相聞へ、右は不容易次第、如何の心得に候哉、形行の始末書取を以て早々可申出事 官

山口藩へ達

其藩士南貞助儀、去歳箱館表勤役中、全所近傍七重村の李國商人アルゝ・ガルトネルへ、年限貸渡の條約取結候趣相聞へ、右は不容易次第、仍ては形行の始末書取を以て早々可申出旨相達候事

三年九月十四日

清水谷四位へ達

同の通、謹慎被仰付候事  
官○清水谷正四位義の箱館  
在勤中、外人に地所貸渡  
す故  
なり

全人へ達

謹慎被免候事 二年十月四日